

稚内市宿泊税条例 (仮称) 骨子案

令和8年1月

企画総務部税務課



見出し	条文概要
第1 課税の根拠	地方税法の規定に基づき、地域社会及び地域経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。
第2 定義	旅館業、住宅宿泊事業、宿泊施設、宿泊、宿泊料金等の各用語を定義
第3 納税義務者等	宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。
第4 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ①修学旅行や学校行事に参加する者(引率者含む) ②認定こども園、保育所等の当該施設が主催する行事に参加する者(引率者含む)
第5 税率	宿泊者1人1泊につき200円とする。
第6 徴収の方法	特別徴収の方法による。
第7 特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有する者

見出し

条文概要

第8 申告納入の手続等

下記の期間に応じ、それぞれの納入期限までに、納入申告書を市長に提出し、納入金を納入しなければならない。

期間

納入期限

12月1日から翌年2月末日まで

3月31日

3月1日から5月31日まで

6月30日

6月1日から8月31日まで

9月30日

9月1日から11月30日まで

12月31日

第9 特別徴収義務者の登録

宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を開始しようとする日の5日前までに特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

第10 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

天災その他避けることのできない理由があると認める場合等には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入の義務の免除等をするものとする。

第11 更正及び決定に係る不足金額等の納入

地方税法の規定による納入の告知を受けた場合は、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該告知書で指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

見出し	条文概要
第12 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	<p>【帳簿】 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額など記載した帳簿を5年間保存</p> <p>【書類】 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額などが記載されている書類を2年間保存</p>
第13 関係帳簿等の電磁的記録による保存等	当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
第14 関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等	当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
第15 市税に関する条例等の規定の適用	電磁的記録による保存や電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を関係帳簿又は関係書類とみなすための規定
第16 賦課徴収の方法の特例	北海道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

見出し	条文概要
第17 賦課徴収	宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、稚内市税条例の定めるところによる。
第18 現行犯事件の臨検等 をすることができる間 接地方税の指定	間接地方税に関する犯則事件について、現行犯事件の臨検をすることができる等の地方税法の規定を適用する法定外目的税であることの定め
第19 夜間執行の制限を受 けない地方税の指定	夜間執行の制限を受けない等の地方税法の規定を適用する法定外目的税であることの定め
第20 減免	天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。
第21 宿泊税の用途	市に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、観光資源の磨き上げ及び魅力向上、受入環境の整備促進、持続可能な観光振興その他の地域社会及び地域経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てなければならない。
第22 規則への委任	細目的事項を規則へ委任することの定め
第23 帳簿の記載義務違反 等に関する罪	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金